

全建事発第 096 号

令和 7 年 12 月 12 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会長 今井雅則

〔公印省略〕

建設工事標準請負契約約款第 2 5 条等の改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

公共工事標準請負契約約款第 2 4 条、第 2 5 条、第 2 6 条においては、契約変更について受発注者間の協議が整わない場合に、発注者が請負代金額の変更額等を定め、受注者に通知することとされています。

先般、中央建設業審議会において、第 2 5 条に関して、請負代金額の変更等についての受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないこと等を明確化することを内容とする改正が行われ、その旨の勧告が行われたところです。

これを受け、国土交通省において第 2 5 条に定める「通知」規程の趣旨等について別添のとおり整理され、各公共発注者に対し、適切な対応を図るよう通知されていますので、お知らせします。

つきましては、必要に応じて貴会会員企業の皆さまに対して周知賜りますようお願い申し上げます。

以 上

別紙 国土交通省通知文

(担当) 事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp